

◆特集 放っておけない低賃金

会計年度任用職員としての働き方

三好市職労連 臨時非常勤部 部長

西村 裕美子

臨時職員から会計年度任用職員制度の狭間で

2020年4月、自治体では「官製ワーキングプア」と称された臨時非常勤等職員の処遇改善を目的とした、『会計年度任用職員制度』がスタートし、これによって事務職の多くがフルタイムからパートタイムに切り下げられることになりました。私が三好市で採用されたのが、2019年10月でしたので、まさにこの制度に翻弄されることになったのです。

応募前の求人票にその旨は表記されず、もちろん面接時にも説明されることはありませんでした。今思えば、TVなどのメディアでは放送されていたのかもしれないませんが、当時の私は気にかけていなかったのだと思います。採用されてからしばらく経った頃、同僚から制度が変わることを聞かされ、驚きとショックとが同時に襲ってきました。新しい制度では昇給制度はあるものの5年上限がつけられ、さらに一般事務職はパートタイム化に

より月例賃金が削減されました。私の場合は、勤続年数から一番下の金額に該当するので、2020年3月と4月という僅か1カ月の違いで、想定していた金額から数万円も賃金が下がることになったのです。

また、毎年公募の三好市では、次年度も採用されるかどうか分からない上に、当時は一般事務という職種で、市立病院の院内薬局で薬剤師の補助業務をしていました。補助業務といっても実際に処方箋を見て必要な薬を揃え、日数、回数を分包機にかけて調剤します。その他、入院患者さんの点滴の準備や持参薬の計数、調剤などが主な業務でした。もちろん最終チェックは薬剤師が行いますが、何の資格も持っていない自分が人の命に係わる薬を調剤することに『コワイ』という感情とともに、非正規の事務職員がこんな重大な業務に携わってよいのか、言い知れぬ不安に襲われる日々でした。

そんな時に、職場の同僚から困ったことがある時に

力になってくれる労働組合という組織があることを知り、加入することにしたのです。

組合活動の必要性とは

組合に加入して1年が経った頃、役員をしてくれな
いかと声をかけられ、引き受けたものの、当時はコロナ
禍真っ最中で役員会も開催されず、組合活動というもの
がどういうことをするのか実感できずにいました。徐々
に状況も変わり緩和されるにしたがって役員会や学習会、
日本全国の仲間と対面で会える機会が増えることにより、
それぞれの現場で抱えている悩みや課題を話し合いなが
ら仲間の輪が広がりました。明日からも頑張ろう！と
思える力をもらえる組織なのだと思えました。

数はチカラ

一方で制度が始まったことで今までより改善された
点もあります。特に休暇面では年次有給休暇と病気休暇
の取得日数の増加や、子の看護休暇、生理休暇、産前産
後休暇などの他にも、女性にとって必要な休暇が有給で
取得可能となり、通院、付き添いなどに通いやすくなり
ました。さらに三好市では臨時非常勤部の独自団体交渉
により、賃金の4月遡及、勤勉手当の支給を勝ち取り、

勤勉手当と夏季休暇においては正規職員と同日数、同支
給率という喜ばしい結果となりました。しかし、休暇が
拡充しても取得できなければ意味がありません。普段か
らの職場での仲間同士の声掛けや取得しやすい環境づく
りが大事だと思います。

休暇や手当について、市町村ごとに違いや差が生ま
れる要因の一つは、労働組合の組織化です。三好市では
2019年に臨時非常勤部が発足して以降、大きな方針
として掲げてきた非正規職員の労働組合加入率は、この
9月で50%を超えました。これまでの間、様々な改善
を勝ち取ってこられたのは「数はチカラ」ということを
当局に認めさせた成果だと言えます。

真の要求は当事者の声から

同じ会計年度任用職員でも職種や配属部署によって
業務量には大きな差があり、職員の数だけ考えや思いが
あります。公共サービスという職場で日々奮闘するすべ
での仲間が今の職場で働いていてよかったと思えるよう
そして雇用の不安がなく安心して働き続けられる職場、
環境づくりをめざして、今後も私たち自身が立ち上がり、
団結して思いを当局にぶつけ続けていきたいと思えます。

(にしむら ゆみこ)